

2022.09.01

ESG リスクトピックス <2022 年度第 6 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<サステナビリティ開示>

○サステナビリティ情報開示の「保証」を検討へ、金融庁有識者会議報告書

（参考情報：2022 年 7 月 13 日 金融庁 HP：

https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/index.html）

金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」が 7 月 13 日、第二次報告書を公表した。それによると、現在国内で制度化が進む企業の「サステナビリティ情報開示（非財務情報開示）」に関連して、第三者による「保証」を将来的な検討事項として挙げた。また、国内の ESG 投資の「基盤」とする目的で、温室効果ガスの排出量など企業の ESG データを集約・掲載する「情報プラットフォーム」の構築も挙げた。

有識者会議は、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融と定義するサステナブルファイナンス推進を目的に、同庁などの関連施策について協議するのが役割。昨年 6 月公表の第一次報告書では、サステナブルファイナンスを「持続可能な経済社会システムを支えるインフラ」と位置付けた上で、「企業開示の充実」「市場機能の発揮」「金融機関の投融资先支援とリスク管理」の 3 つの施策を挙げた。今回の第二次報告書では、各施策の進捗と今後の課題をまとめた。こうした背景から、報告書に「課題」として挙げられた項目は、当面のサステナブルファイナンス推進の政策を方向づける。

サステナビリティ情報開示に対する保証は、「情報開示の充実」の課題に挙がった。今年 6 月公表の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告書で、サステナビリティ情報開示について有価証券報告書への専用の記載欄の新設などが提示された。一方で、欧州連合（EU）は、財務報告と同様に監査法人などによる第三者保証の制度化が進んでいる。保証についての言及は、先行する EU と同等の制度整備への意向が伺える。

「情報プラットフォーム」の構築は、「市場機能の発揮」で提示。東京証券取引所などの運営母体の日本取引所グループが運営する ESG 債の情報を一覧的に整理したウェブサイトの拡充を見込む。ESG 関連の投資信託や他の金融商品の情報を掲載するほか、企業の ESG データも取り込む。

このほか、ESG 投資の受託者責任について、「サステナブルファイナンスの意義を踏まえて、ESG 要素の考慮」は望ましい対応と言及。この考え方を機関投資家に共有・普及する考えを示した。また、サステナブルファイナンスや ESG 投資などの意義を国内のより広い世代や市民層に広げる方策のひとつに、有識者会議自らが若い世代と対話することも候補に挙げた。

報告書が「課題」に取り上げた主な事項は以下の通り。

企業開示の充実	・ サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割の明確化 ・ サステナビリティ情報に対する保証の検討
市場機能の発揮	・ ESG 投信、資産運用会社の開示充実など求め監督指針を改正 ・ ESG 評価機関の行動指針受け入れ状況を取りまとめ ・ 企業の ESG データなどを集約した情報プラットフォームの拡充
金融機関の投融资先支援とリスク管理	・ 地方金融機関による地域の脱炭素取り組みの支援強化
横断的課題	・ ESG 投資における受託者責任の考え方の共有・普及 ・ ESG 投資の適格性・有効性を確保（タクソノミー、トランジションなど） ・ サステナブルファイナンスの幅広い世代・市民層への普及

<気候変動>

○金融庁、気候変動に関する金融機関とのディスカッションペーパーを発表

（参考情報：2022 年 7 月 12 日 金融庁 HP：

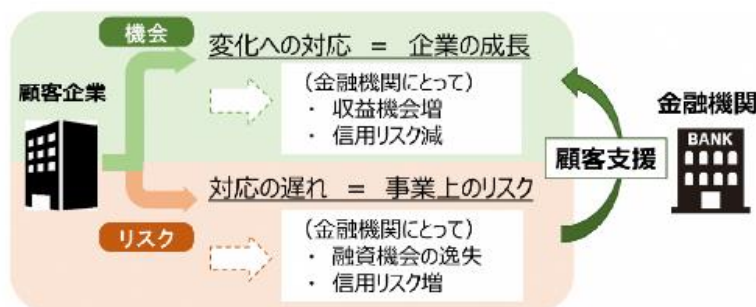
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220712/20220712.html>）

金融庁は 7 月 12 日、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（以下、ディスカッションペーパー）」を発行した。この文書は、金融庁が金融機関と気候変動対策について議論をするためにまとめられた考え方や進め方を示したもの。同庁の検査・監督上の目線を盛り込んでいる。ただし、同庁は、この文書はあくまでも方針であり、チェックリスト及び指南書ではないとしている。

今年 4 月より東京証券取引市場は市場区分を見直し、「プライム」「スタンダード」「グロース」各市場の 3 つの区分に組み換えた。特にプライム上場会社は、海外からの投資も呼び込む目的から、要件の中に TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みに基づく情報開示が求められたため、多くの企業で積極的な気候変動対策が必要になった。

このディスカッションペーパーでは、金融機関が顧客企業に対して気候関連リスク把握及び気候変動対策の支援をすることを期待している。顧客企業のリスクや機会が、金融機関にとってもリスクや機会となり得るからである。（図 1 参照）

【図 1】顧客企業と金融機関の機会・リスクの対応関係



出典：金融庁、金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220712/20220712.html>（最終アクセス：2022 年 8 月 22 日）

ただし、金融機関の性質によって気候変動の機会・リスクは異なる。ディスカッションペーパーでは、各金融機関における機会とリスクの関係を以下のように言及している。

【表 1】各金融機関における気候変動対策の機会とリスク

金融機関		顧客企業への対応によって生じる事象
銀行	機会	顧客企業の事業基盤・経済基盤の強化
	リスク	リスクが顕在化した際、顧客企業の事業価値の毀損が発生
損害保険	機会	リスクの引き受けによる顧客の経済損失軽減への寄与及び、自身の収益機会の獲得
	リスク	自然災害の激甚化による保険金の増大 顧客企業への対応コスト増加
生命保険	機会	長中期的な視点による投資によって、企業の収益向上・経営安定に寄与
	リスク	企業価値の低下による投資効率の悪化

そのためディスカッションペーパーでは、金融機関自らのリスクや機会の評価だけでなく、以下のような顧客の気候変動対策支援を重視し、様々な事例を挙げて示している。

【表 2】金融機関による顧客企業の気候変動対応支援の進め方

項目	内容
顧客企業への影響の把握	一機会及びリスクの認識 ・技術的視点 (Ex. 脱炭素技術、新エネルギー等) ・産業的視点 (Ex. 温室効果ガス (GHG) 排出量の可視化、サプライチェーンマネジメント等) ・自然環境の変化 (Ex. 保有資産の毀損、自然災害の激甚化等)
顧客企業への適切な支援策の検討	一顧客企業の気候変動に関連する課題解決に向けたコンサルティングやソリューション提供 一顧客企業の気候変動への対応の評価に基づく成長資金などの提供 一面的企業支援及び関係者間の連携強化

最後に、今後の取り組みの進め方として、同庁は情報提供やノウハウ共有等を通じて、金融機関の取り組みの高度化を促すとしている。また環境省と連携の上、投融資先の GHG 排出量の把握を支援するなど、金融機関の顧客企業支援をサポートしていくと述べている。そのため、金融機関は、より積極的に関与を進めていくことが想定され、企業は金融機関から気候変動対策を促されると考えられる。

<ビジネスと人権>

○経産省が人権尊重ガイドライン案を公表、デューデリジェンスのプロセスを提示

(参考情報：2022年8月8日付 経済産業省 HP：

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/20220808.html)

経済産業省は8月8日、企業活動に求める人権尊重取り組みを提示した「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン案」を公表した。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際的指針を踏まえつつ、日本で事業展開する企業の実態に合わせた具体的に解説を加えた。一般の意見を募り、内容を反映させた後に確定する。

ガイドライン案では、法的な拘束力はないとその特性を規定。すべての企業を対象に積極的な活用を促すことを目的に置いた。その上で、企業が人権尊重責任を果たすための取り組みを、①人権方針の策定・表明②人権デュー・ディリジェンス（人権 DD）の実施③人権への負の影響を引き起こすまたは助長している場合の対応——の3つの分類に整理した。

このうち人権 DD は、自社に限らずグループ会社やサプライヤーも含んだ▽人権への負の影響の特定・評価▽負の影響の防止・軽減▽取り組みの実効性の評価▽どのように対処したかの説明・情報開示——からなる一連の継続的なプロセスとの見解を示した。加えて、その留意点も提示。例えば、立場が弱い技能実習生などの外国人や障がい者は、社会的に弱い立場に置かれ、差別を受ける可能性が高いため、特別な注意を払うことが望ましいとした。

また、人権侵害への関与を回避する場合の考え方についても例示。例えば、紛争地域での事業から撤退を判断する場合には、その撤退で消費者が必要なサービスを入手できなくなる恐れや失職する従業員が新たな職を得るのが困難など、ステークホルダーが受ける人権リスクを考慮した上で、慎重な責任ある判断が必要な点を強調している。

企業の人権侵害防止の取り組みについては、政府首脳が過去の記者会見で、整備が先行する欧州諸国などと同様に法律で義務化する可能性に言及している。また、指導原則に則った人権 DD の実施が、グローバル企業に普及。投資・融資の判断基準に対象企業の人権取り組みを盛り込む機関投資家や銀行も増えている。国際競争力の確保や企業価値の向上のため日本企業も対応は必須だ。

<ガイドラインの主なポイント>

項 目	ポイント
影響の範囲	実際の影響に限らず、潜在的な影響も対象。3 類型で定義。 ①企業活動で生じる ②企業活動を通じて直接または外部機関を通じて助長 ③サプライチェーンが引き起こす、助長している
特定・評価を行うタイミング	下記の場合などに定期的実施。 ・新たな事業活動・新規取引の開始時 ・事業における重要な決定・変更 ・事業環境が変化
リスクが重大な事業領域の特定	セクター、製品・サービス、地域、企業固有の側面でリスク要素を考慮。負の影響が生じる可能性が高く、リスクが重大であると考えられる事業領域を特定
対応の優先順位つけ	負の影響のすべてに直ちに対処することが難しい場合は、深刻度の高いものから対応
深刻度の判断基準	負の影響の「規模」「範囲」「救済難度」の3つの観点で判断

＜サステナビリティ経営＞

○企業統治指針規定の気候変動関連開示、東証プライム企業の対応済みは約 60%

(参考情報：2022 年 8 月 3 日付 東京証券取引所 HP

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20220803-01.html>)

東京証券取引所は 8 月 3 日、プライムとスタンダード両市場の上場会社（3293 社）を対象に企業統治指針（コーポレートガバナンス・コード）の順守状況を調査した結果を公表した。それによると、プライム上場企業で、気候変動に関する情報を指針規定の枠組みに則して開示していたのは約 60%に留まった。

昨年 6 月の同指針改定では、サステナビリティ課題への取り組みを求める複数の原則が新設・改定された。そのうち、「自社のサステナビリティに関する取組み・情報の開示。プライム市場上場会社は気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）または同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実」（補充原則 3-1③）は、今回調査で順守率が 62.5%。同指針が求める全 83 項目の原則のうちで最低だった。同指針改定を契機に、TCFD のフレームワークに則して開示する企業がプライム上場企業を中心に大きく増加したものの、普及は道半ばだった。また、一部企業では TCFD 以外の「サステナビリティ会計基準審議会（SASB）」「国際統合報告評議会（IIRC）・統合報告フレームワーク」などを参照していた。

一方で、「サステナビリティ課題への積極的・能動的な取り組み」（補充原則 2-3①）は 95.8%。また、「サステナビリティの基本方針の策定」（補充原則 4-2②）は 86.4%だった。

このほか、「雇用・登用の多様性の確保」（補充原則 2-4①）は 72.9%で、全項目で下から 2 番目だった。

プライム上場企業の順守率 90%超は全項目中の 72 項目。前回（2021 年 12 月時点）の 67 項目から増加した。

今回の調査は、21 年度の株主総会が終了した 7 月 14 日時点のコーポレートガバナンス報告書の内容が対象。上場会社はコーポレートガバナンス・コードを順守するか、または順守しない場合はその理由の説明が求められる。

サステナビリティに関する主な原則の順守状況は次の通り。

原則		順守率	
		プライム 上場会社	スタンダード 上場会社
補充原則 2-3①	サステナビリティ課題を重要な経営課題として認識、積極的・能動的な取り組み	95.8%	94.0%
補充原則 2-4①	女性・外国人・中途採用者の中核人材への登用等の多様性の確保	72.9%	41.6%
補充原則 3-1①	サステナビリティに関する取組み・情報の開示 プライム上場会社は気候変動の影響を、TCFD 枠組みに基づき開示を充実	62.5%	59.4%
補充原則 4-2②	サステナビリティ取り組みの基本的方針を策定	86.4%	67.2%

<D&O>

○株主代表訴訟において過去最高額の損害賠償判決が下される

各種報道によると7月13日に東京地方裁判所で判決が出された株主代表訴訟において、賠償金額としては過去最高額である13兆円に及ぶ被告役員の賠償責任が認められた。その後、本判決内容に不服として原告・被告とも7月27日に控訴している。

本訴訟の今後の行方は見通せないが、今回の判決においてフォーカスされたもののひとつに、賠償金額の大きさがある。2000年以降の株主代表訴訟を俯瞰してみると、数十億円～数百億円規模の損害賠償を命じる判決が、複数出されている状況にある。

【主な高額賠償判決 株主代表訴訟】

No.	業種	請求内容	賠償金額	判決日
①	銀行	ニューヨーク支店の元嘱託行員が米国債の不正取引により発生させた損失の損害賠償請求	当時の取締役ニューヨーク支店長に5億3,000万ドル、取締役11名に2億4,500万ドル	大阪地裁 2000.9.20
②	メーカー	運営するドーナツ店で無認可添加物を含む肉まんを販売したことによる損失の損害賠償請求	取締役2名に53億4,350万円、取締役10名・監査役1名に5億5,805万円～2億1,122万円	大阪高裁 2006.6.9
③	メーカー	恐喝による損害、同社株式買占めにかかる仕手グループの債務肩代わりによる損失の損害賠償請求	当時の取締役5名に583億6,039万円	東京高裁 2008.4.23
④	メーカー	デリバティブ取引による損失の損害賠償請求	取締役1名に67億540万円	東京高裁 2008.5.21
⑤	メーカー	有害物質を含む土壌埋戻材を不法廃棄し、撤去費用負担が発生したことに対する損害賠償請求	当時の取締役3名に485億8,400万円	大阪地裁 2012.6.29 (控訴審で5000万円の支払で和解)
⑥	メーカー	粉飾決算による損失先送りに関する損害(違法な配当や金利手数料など)に関する損害賠償請求	当時の取締役3名に594億円	東京高裁 2019.5.16
⑦	電力会社	原発事故をめぐり安全対策を怠ったことで生じた損害賠償請求	当時の取締役4名に13兆3210億円	東京地裁 2022.7.13

出典：資料版／商事法務 No.452、各社プレスリリース、報道をもとに当社作成

株主代表訴訟は一般の民事訴訟と違い、請求金額に関わらず、原告が提訴するにあたって負担する手数料は13,000円とされており、原告において高額な損害賠償を求める上での金銭的な支障が少ない制度となっている。

また、上記の高額賠償判決の事例を見ても分かる通り、株主代表訴訟は、多くの事案でコンプ

ライアンス違反やリスク管理の不備を原因とする事故や不祥事が契機となっている。会社法上もこれらを適切に管理する体制（内部統制システム）を整備し、運用することは、役員の責務とされており、内部統制システムの不備により企業に損失が発生した場合、善管注意義務違反により、役員としての責任を問われるリスクが高くなる。したがって、企業・役員においては、役員責任を問われるような事態を防ぐためにも、コンプライアンスやリスク管理を強化し、事故や不祥事等の未然防止を図ることが大切といえる。また、上記②の事例では、不祥事発覚後の対応不備による損失拡大に対しても役員の責任が認められており、事故や不祥事等の発生を想定した危機管理態勢の構築も重要な課題である。

一方、新規投資などの経営判断では、100%の成功を保証することは不可能であり、結果的に役員の経営判断が損失を招くこともある。そのたびに役員個人に賠償責任が発生しては思い切った決断ができず、経営判断が萎縮してしまう恐れがあることから、▽役員が経営判断を下すまでに十分な情報収集や前提事実の確認（法令違反がないことを含む）を行っていたこと、▽適切な審議プロセスを経ていること、▽それに基づく判断に不合理な点がなかったこと——を要件とし、役員個人としての責任を免れる「経営判断の原則」が判例上認められている。

昨今の傾向を見ると、役員が会社に損失を与えた場合の責任追及手段として株主代表訴訟は定着している感がある。自社の内部統制システムを整備し、その実効性を確保した上で、個々の経営判断において経営判断の原則に適合するような判断を行っていくことが、株主代表訴訟リスクの低減に資するといえる。企業・役員においては、こういった視点も踏まえ、自社の内部統制システムや経営判断プロセスを確認するとともに、必要に応じた改善・強化を継続的に進めていくことが望まれる。

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

＜危機管理・コンプライアンスグループ＞

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

＜サステナビリティ第一グループ＞

- ◆ 気候変動・TCFD対応水リスク
- ◆ 水リスク
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD対応）

＜サステナビリティ第二グループ＞

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援SDGs支援

＜統合リスクマネジメントグループ＞

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

＜サイバーリスクグループ＞

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2022